

## 渋川市教育委員会訓令第1号

渋川市教育委員会が定める歴史的公文書選別基準を次のとおり定める。

令和3年3月3日

渋川市教育委員会

教育長 中 沢 守

渋川市教育委員会が定める歴史的公文書選別基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、教育委員会における渋川市公文書等の管理に関する条例（令和元年渋川市条例第23号）第6条第5項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

(1) 市（合併前の市町村を含む。以下同じ。）の組織及び機能並びに政策の検討経過、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書

(2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書

(3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書

(4) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

(5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる公文書

ア 市の全域的な状況を把握できるもの

イ 長期的・継続的に地域の歴史がわかるもの

ウ 市の特色ある事象が明確になるもの

エ 文書の残存が少ない時期（昭和29年3月31日以前）のもの

(選別基準)

第3条 前条の基本的な考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体的な選別基準は、次の表のとおりとする。

---

番号	公文書の区分
1	教育行政の計画及び基本方針に関するもの
2	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの
3	学校等の沿革に関するもの
4	規則、告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの
5	叙勲、褒賞及び表彰に関するもの
6	諮問及び答申に関するもの
7	教育長の事務引継に関するもの
8	職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの
9	公有財産の取得、処分等に関するもの
10	行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの
11	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの
12	許認可等の行政処分に関するもので重要なもの
13	訴訟等に関するもので重要なもの
14	請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの
15	不服申立てに関するもので重要なもの
16	附属機関等に関するもの
17	調査研究、統計等に関するもので重要なもの
18	行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの
19	前各項に掲げるもののほか、前条第5号に該当し、歴史的価値があると認められるもの

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

## 渋川市教育委員会歴史的公文書選別のための細目基準

渋川市教育委員会が定める歴史的公文書選別基準（令和3年渋川市教育委員会訓令第1号。以下「基準」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

### 1 方針

過去における渋川市の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責務を全うできるようにするため、歴史的公文書として重要な文書を選別する。

なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

### 2 選別される歴史的公文書

番号	公文書の区分	選別する文書	例示
1	教育行政の計画及び基本方針に関するもの	教育行政の計画の企画、立案及び施行に関する文書	教育振興計画、社会教育基本計画等及びそれらの市民意見公募に関する文書
2	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの	教育委員会の重要な事務及び事業の計画及び施行に関する文書	通学区域、指定・登録文化財、文化財調査等に関する文書
3	学校等の沿革に関するもの	学校等の沿革に関する文書	公立学校設置統合廃止、学校沿革誌、校名選考、校歌・校章等に関する文書
4	規則、告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの	規則、告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関する文書	規則原議、告示原議及び訓令等原議
5	叙勲、褒賞及	褒章の上申に關す	国、県表彰、功勞表彰等に

	び表彰に関するもの	る文書等重要な表彰に関する文書	関する文書
6	諮問及び答申に関するもの	諮問及び答申に関する文書	附属機関に係る諮問・答申に関する文書
7	教育長の事務引継に関するもの	教育長の事務引継に関する文書	教育長の事務引継に関する文書
8	職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの	職員の任免及び賞罰に関するもので重要な文書	職員の分限及び懲戒に関する文書で重要なもの
9	公有財産の取得、処分等に関するもの	公有財産の取得、処分等に関する文書	財産に関する調書、土地、建物及び重要物品の取得、処分等に関する文書
10	行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの	教育委員会の行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関する重要な文書	委員会会議録、重要施策等を審議する会議等に関する文書
11	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定、改正及び廃止に関する文書	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定、改正及び廃止に関する原議
12	許認可等の行政処分に関するもので重要なもの	許認可等の行政処分に関する重要な文書	市民の生活に顕著な影響を与える行政処分に関する文書
13	訴訟等に関するもの	訴訟等に関する重	判決、和解、損害賠償額の

	るもので重要なもの	要な文書	決定及び訴訟経過に関する文書
1 4	請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの	請願、陳情、要望等に関する重要な文書	請願、陳情等に関する文書
1 5	不服申立てに関するもので重要なもの	不服申立てに関する重要な文書	審査請求に関する文書
1 6	附属機関等に関するもの	附属機関等に関する文書	教育委員会の施策の実施に係る基本的姿勢又は方向性に影響を与えた審議会等の会議録、会議資料等
1 7	調査研究、統計等に関するもので重要なもの	調査、研究並びに統計及び統計の結果に関する重要な文書	市誌、文化財調査に関する文書
1 8	行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの	教育委員会における行事、出来事、市政又は市民生活に関する重要な文書	記念式典、大規模なイベント等に関する文書
1 9	前各項に掲げるもののほか、基準第2条第5号に該当し、歴史的価値があると認められるもの	1 から 1 8 までに掲げるもののほか、歴史的価値があると認められる文書	1 から 1 8 までに例示されている文書以外のもので、歴史的価値がある文書

### 3 適用期日

この基準は、令和3年4月1日から適用する。